

令和元年度 茨木市都市計画税の用途状況について

都市計画税は、都市計画事業・土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。主な用途としては、街路整備事業、下水道事業、公園整備事業などがあります。

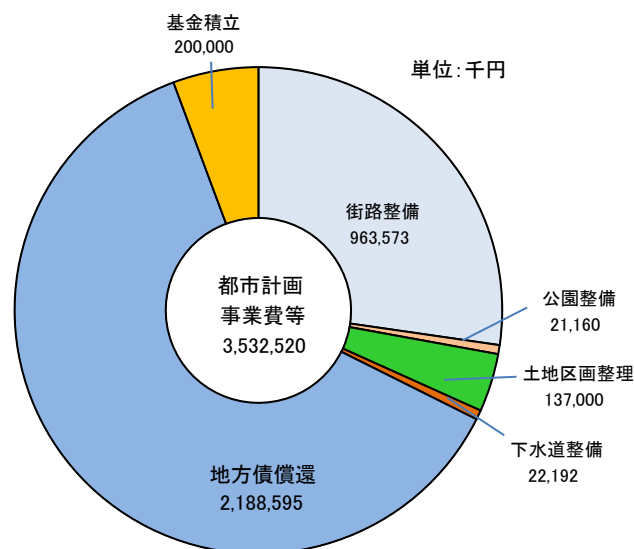
令和元年度の都市計画税は、以下のとおり都市計画事業費等の財源として活用しました。

○令和元年度都市計画税用途状況

都市計画事業費等の内訳

(単位:千円)

都市計画事業費等		3,532,520
用途内訳	街路整備	963,573
	公園整備	21,160
	土地区画整理	137,000
	下水道整備	22,192
	地方債償還	2,188,595
	基金積立	200,000



都市計画事業費等の財源内訳

(単位:千円)

都市計画事業費等		3,532,520
財源内訳	都市計画税	2,967,122
	国庫支出金	168,949
	地方債	253,300
	その他	143,129

都市計画税は都市計画事業費等の財源のうち約84%を占め、市内の街路整備や公園整備などに使われています。